

○公正取引委員会告示第二号

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）第四条第三項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示

電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年公正取引委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「識別番号」を「識別符号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。